

公益財団法人愛媛県消防協会職員の退職金に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人愛媛県消防協会（以下「協会」という。）定款第45条第2項に規定する事務局長及び職員（以下「職員」という。）の退職金の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 退職金は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には退職金の全部又は一部を支給しないこととする。

- (1) 禁固以上の刑に処せられた者
- (2) 公益財団法人愛媛県消防協会就業規則第47条第2項の規定により懲戒解雇された者
- (3) 公益財団法人愛媛県消防協会職員の定年等に関する規則第3条第2項第1号に規定する者
- (4) 嘱託又は臨時的に雇用された者

(1年以上21年未満勤続後の退職金の支給額)

第3条 1年以上21年未満の期間勤続して退職した者に支給する退職金の額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上11年未満の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上21年未満の期間については、1年につき100分の110

(21年以上勤続後の退職金の支給額)

第4条 21年以上の期間勤続して退職した者に支給する退職金の額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上11年未満の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上21年未満の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 21年以上の期間については、1年につき100分の150

(業務上又は通勤による傷病若しくは死亡による退職金の支給額)

第5条 業務上又は通勤による傷病により退職し、若しくは死亡により退職した者に支給する退職金の額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上11年未満の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上21年未満の期間については、1年につき100分の165
- (3) 21年以上31年未満の期間については、1年につき100分の180
- (4) 31年以上の期間については、1年につき100分の150

(勤続期間の計算)

第6条 第3条から前条までの規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。

- 2 前項の規定による勤続期間に1年未満の端数がある場合は、当該在職期間が6月以上1年未満のときはこれを1年とし、その在職期間が6月未満のときはこれを切り捨てる。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻届をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

- 2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にする。

- 3 退職金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第8条 次に掲げる者は、退職金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
 - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職金の支給を受けることができる順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- (その他)

第9条 この規則に定めのない事項については、必要の都度会長が決定する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 財団法人愛媛県消防協会職員退職金支給規程は、廃止する。